

沖縄県物品調達に係る競争入札等基本方針

(趣旨)

第1条 この基本方針は、沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号。以下「財務規則」という。）第164条第2項、第3項及び第4項の規定に基づき、部局において物品の購入及び印刷物の請負に係る契約（以下「物品の購入等」という。）を締結するために、物品管理課長が行う入札の執行又は随意契約の手続きについて、契約の方法、入札等参加資格、その他契約に必要な事項を定めるものとする。

(契約の方法)

第2条 物品の購入等に係る契約の方法は次のとおりとする。

- (1) 1件の予定価格が物品（印刷物を除く。）にあつては300万円、印刷物にあつては400万円を超えるものは、原則として一般競争入札により契約を締結する。ただし、契約の内容が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条各号のいずれかに該当するものを調達するときは、指名競争入札によることができる。
- (2) 1件の予定価格が物品にあつては3万円以上300万円以下、印刷物にあつては10万円以上400万円以下のものは、公募型見積合わせ（以下「オープンカウンター方式」という。）により契約を締結する。ただし、必要に応じて前号による競争入札に付すことができる。

(入札等参加資格)

第3条 競争入札及びオープンカウンター方式（以下「入札等」という。）の参加資格は、県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程（昭和47年告示第69号）第4条第1項の規定により競争入札参加資格者名簿に登録された者とする。

(入札等参加条件)

第4条 入札等参加条件は、県内企業への優先発注及び県産品の優先使用基本方針（平成17年観商第422号）に基づき、県内企業への優先発注に努めるものとする。具体的な入札等参加条件は、個別案件ごとに入札等の仕様書等において記載することとする。

(指名競争入札における業者の選定)

第5条 指名競争入札における業者を選定する場合の基準は次のとおりとする。

- (1) 著しい経営状態の悪化又は資産若しくは信用度の低下の事実がなく、かつ契約の不履行のおそれもない、アフターサービス等が可能と認められる者であること。
- (2) 契約の性質又は目的により、当該契約の履行について、法令の規定に基づく許可、免許、登録等を必要とするものにあつては、当該許可、認可、免許、登録等を受けている者であること。
- (3) 契約の履行について、特殊な技術、機械器具又は設備を必要とするものにあつては、当該技術、機械器具又は設備を保有する者であること。
- (4) 特殊な物品等の調達において、その供給の実績がある者に行わせる必要があるときには、当該実績を有する者であること。

(最低制限価格等)

第6条 印刷物の請負に係る競争入札においては財務規則第129条で規定する最低制限価格を定める。この場合の事務処理に係る規定については別に定める。

2 印刷物の請負に係るオープンカウンター方式においては、最低制限価格と同様に見積基準価格を定める。この場合において、前項の事務処理に係る規定を準用する。

(入札回数の制限)

第7条 競争入札の入札回数は、再度入札を含めて3回を限度とする。

(入札結果の公表)

第8条 入札等の透明性をより高めるため、一般競争入札及びオープンカウンター方式にあつては入札等の結果を、指名競争入札にあつては指名結果及び入札結果を公表する。

附 則

この基本方針は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この基本方針は、令和元年12月10日から施行する。

附 則

この基本方針は、令和2年11月7日から施行する。

附 則

この基本方針は、令和7年4月1日から施行する。